



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 JANUARY / 141号

## ★ EU統一特許及び統一特許裁判所 ★

40年にわたる議論と紆余曲折の末、歴史的なEU議会の決定により昨年12月11日に「統一特許」(Unitary Patent)及び「統一特許裁判所」(Unified Patent Court)の設立が可決されました。

新制度は来年2014年1月1日に発効する予定ですが、発効に必要な数の加盟国での批准が遅ればそれ以降もあり得ますし、反対する2か国(スペインとイタリア)が提訴していますので、まだ予断を許しません。

「統一特許」というのは、現時点でEU27加盟国のうち25か国(オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、英国、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、リトアニア、ルクセンブルグ、ラトヴィア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロヴェニア、スロヴァキア)をカバーする単一特許であり、「統一特許裁判所」というのは、この統一特許及び今までの欧州特許群の双方の有効性及び侵害について判断する特許裁判所です。統一特許の第1審裁判所の本部(Central Division)はパリに置かれ、その支所はロンドン及びミュンヘンに置かれます。ロンドン支所は医薬を含む化学関連のケースに特化し、ミュンヘン支所は機械関連のケースに特化することとなっています。

統一特許制度も特許付与までは今まで同様であり、EPO(欧州特許庁)がすべての欧州特許出願を調査及び審査します。しかし、特許付与後は、今まで通り受け付けられる異議申立てを除くと、大きく様変わりします。ここで、出願人は「統一特許」か「伝統的な」欧州特許のいずれかを選択しなければなりません。

「統一特許」を選択すれば、一体不可分の権利となりますから、別言語に翻訳する必要がなくなり、維持料金の納付も一本化します。侵害事件の場合、単一の訴訟を提起することにより、統一特許裁判所がすべてのEU加盟国をカバーする判決を出します。特許の有効性がすべてのEU加盟国について一挙に否定されることもあり得ます。

「伝統的な」欧州特許を選択したときは今までどおりです。各国で別々に維持料金を納付したり、(少なくとも当分の間は)各国で別々に訴訟を提起したりします。面倒な反面、特定国でのみ維持料金の納付をやめたり、特定国でのみ訴訟を提起したりするような柔軟性があります。

したがって、どちらのルートを選択するか、費用や発明の内容等を考慮し、慎重に決定する必要があります。